

中野区生活応援事業実施の考え方について

「東京都生活応援事業～みんなの暮らしを守る!～」の補助金を活用した中野区生活応援事業実施の考え方について、以下のとおり報告する。

1 「東京都生活応援事業～みんなの暮らしを守る!～」概要

(1) 事業目的

コロナ禍の下で、原油や穀物等の価格が高い水準で推移する中、直面する生活必需品の高騰が都民生活を圧迫している状況を踏まえ、都民の「生活応援」を図るために、キャッシュレスによるポイント還元などの取組を行う区市町村を支援。

(2) 予算額

125億円

(3) 交付対象

ア デジタル活用事業(例:キャッシュレス決済によるポイント還元事業、デジタル商品券事業)

イ デジタル活用事業と紙商品券事業の併用実施

(都補助率)

事業経費 3/4 補助限度額 344,946千円(中野区への設定額)

事務経費 10/10 補助限度額 2,000千円(一律)

2 中野区生活応援事業(案)

(1) 実施方法

キャッシュレス決済によるポイント還元事業を実施する。なお、今般の急激な物価高騰を踏まえ、早急な事業実施が必要となることから、開始までに要する期間、得られる経済効果等を踏まえ、最も効果的・効率的な事業者を選定の上実施する。

(2) 事業概要(案)

還元率	30%(都が規定する還元率の上限)
還元総額	調整中
1人あたりのポイント付与上限	3千円相当/1決済、期間内総額1万円相当 ※事業者決定後、需要予測等をもとに調整する。
対象店舗	区内中小店舗のうち区指定のキャッシュレス決済を行う店舗
還元対象者	区内の対象店舗で区指定のキャッシュレス決済により代金の支払いを行った者
還元対象期間	令和4年10月以降の2ヶ月間程度を想定
還元方法	期間中、対象店舗で指定のキャッシュレス決済を行った後にポイント還元分を付与する。

(3) 利用者支援（デジタルデバインド対応）

ポイント還元方式の決済には、スマートフォン等を用いる必要があるため、その操作等に不慣れな人向けの支援を行う。

- ・中野区役所等において、利用者向け説明会を行う。
- ・相談窓口、コールセンターの設置（受託事業者の既存制度の活用）

(4) 予算措置

昨年度同様、本年度中に事業終了することが補助要件であることから、令和4年度第2回定例会にて補正予算の編成を行う。事業実施の詳細については、別途決定する。